

一般財団法人さいたま住宅検査センターフラット35等適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センターフラット35等適合証明業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(申請手数料)

第2条 業務規程第21条第2項に規定する申請手数料の額は、一件につき別表1、別表2-1、別表2-2、別表2-3及び別表3のとおりとする。

2 別表4（い）欄に掲げる地域に現場検査のために適合証明業務実施者が出張する場合は、前項の申請手数料に同表（ろ）欄に掲げる額を加算する。ただし、同一申請者による複数の検査対象物件又は同一物件で他業務の検査の申請がある場合で、現場検査が同時に実施できるなど、センターが効率的に検査を実施できるときは、申請者と協議の上加算額を決定する。

3 その他の手数料の額は、別表5のとおりとする。

(手数料の減額)

第3条 センターは、適合証明業務の実施において、継続して多量の取引が見込める場合、その他センターが必要と認める場合にあっては、前条に規定する申請手数料をその実費を勘案して減額することができる。

(手数料の収納方法)

第4条 センターは、設計検査、中間及び竣工現場検査の申請を引受けたときは、前条の規定により算定した手数料を、センターが指定する金融機関の口座に振込みにより建築主等から収納する。ただし、緊急の場合その他のセンターが必要と認める場合においてはこの限りでない。

2 前項の振込みに要する費用は、建築主等が負担する。

(手数料の返還方法等)

第5条 センターは、業務規程第22条ただし書きの規定により手数料を建築主等に返還する場合においては、建築主等が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還するものとする。

2 前項の振込みに要する費用は、センターが負担する。

3 返還する手数料には、利子は付さないものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

新築住宅

(1) 一戸建て住宅

単位：円（税込み）

種 別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35 フラット35 S 財形住宅融資		(注1～6) 11,000	(注6) 22,000	22,000
	建設住宅性能評価制度を活用したもの	—	—	5,500
	竣工済特例	(注3～5) 55,000		

(注1) 耐震性について性能規定（構造計算）による審査を行う場合は、設計検査の手数料に27,500円（税込み）を加算する。

(注2) 耐震性について仕様規定（壁量計算）による審査を行う場合は、設計検査の手数料に16,500円（税込み）を加算する。

(注3) 省エネルギー性について性能基準による審査を行う場合は、設計検査の手数料に39,600円（税込み）を加算する。

(注4) 省エネルギー性について仕様基準による審査を行う場合は、設計検査の手数料に 5,500円（税込み）を加算する。

(注5) フラット35 Sにおいて基準適合審査項目を追加する場合（注1～4を除く。）は、項目を一追加するごとに 1,100円（税込み）を加算する。

(注6) 設計検査及び中間現場検査を省略する場合には、それぞれ上表の手数料は徴収しないものとする。

(注7) 他の制度の書類等により、フラット35 Sの基準の適合性について確認することができる場合には、(注1～4)の手数料は加算しないものとする。

(2) 共同住宅

単位：円（税込み）

種 別				設計検査(注1～5・7)	中間現場検査	竣工現場検査(注6)
一般申請	分譲住宅	フラット35・35 S 財形住宅融資	50戸以下	118,800	—	15,400+N×9,900
			50戸超え100戸以下	237,600	—	
			100戸超え200戸以下	356,400	—	
			200戸超え	475,200	—	
		設計住宅性能評価制度を活用したもの	—	—	—	N×7,700
一括申請	分譲住宅	フラット35・35 S 登録マンション (注1・2)	50戸以下	118,800	—	110,000
			50戸超え100戸以下	237,600	—	189,200
			100戸超え200戸以下	356,400	—	284,900
			200戸超え	475,200	—	396,000
		住宅性能評価制度を活用したもの	50戸以下	—	—	94,600
			50戸超え100戸以下	—	—	173,800
			100戸超え200戸以下	—	—	268,400
			200戸超え	—	—	379,500
	賃貸住宅	省エネ住宅 サービス付き高齢者向け住宅 まちづくり融資	10戸以下	15,400	—	31,900
			10戸超え20戸以下	23,100	—	47,300
			20戸超え30戸以下	31,900	—	62,700
			30戸超え	79,200	—	110,000

※Nは対象戸数を示す。

(注1) 耐震性について性能規定（構造計算）による審査を行う場合は、設計検査の手数料に27,500円（税込み）を加算する。

(注2) 耐震性について仕様規定（壁量計算）による審査を行う場合は、設計検査の手数料に16,500円（税込み）を加算する。

(注3) 省エネルギー性について審査を行う場合は、設計検査の手数料に(3)の表に掲げる額を加算する。

(注4) 複数棟の申請における（注1～4）の加算の額は、建築物1棟毎に算出する。

(注5) フラット35 Sにおいて基準適合審査項目を追加する場合（注1～4を除く。）は、項目を一追加するごとに550円/戸(税込み)を加算する。

(注6) 設計検査を省略する場合には、上表の設計検査の手数料は徴収しないものとする。

(注7) 他の制度の書類等により、フラット35 Sの基準の適合性について確認することができる場合には、(注1～4)の手数料は加算しないものとする。

(3) 共同住宅等における省エネルギー性の設計検査に係る加算

単位：円（税込み）

種 別		手数料		備 考
性能基準	住宅部分の申請に係る戸数（住戸）	2戸超え10戸以下	39,600 + N× 9,900	建築物 1 棟当たり Nは審査対象戸数を示す
		10戸超え30戸以下	79,200 + N× 5,500	
		30戸超え	158,400 + N× 3,300	
仕様基準		5,500		建築物 1 棟当たり

中古住宅

(1) 一戸建て住宅、連続建て、重ね建て 単位:円(税込み)

種 別		手数料	備 考	
フラット35	木造	52,800	設計図書があり、かつ新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅	
		59,400	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅	
		158,400	設計図書のない住宅	
	木造以外	52,800	設計図書のある住宅	
		59,400	設計図書のない住宅	
	フラット35S (注1・2)	木造	59,400	設計図書があり、かつ新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅
			63,800	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅
			211,200	設計図書のない住宅
		木造以外	59,400	設計図書のある住宅
			63,800	設計図書のない住宅
	住宅性能評価制度を活用したもの	木造	39,600	
		木造以外	39,600	
財形住宅(中古住宅)		木造	52,800	設計図書があり、かつ新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅
			59,400	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅
			158,400	設計図書のない住宅
		木造以外	52,800	設計図書のある住宅
			59,400	設計図書のない住宅
			財形住宅(リ・ユース)	
59,400	設計図書のない住宅			

(注1) 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の手数料に27,500円(税込み)を加算する。
(注2) 省エネルギー性(ZEHを含む。断熱等性能等級2の場合を除く。)の申請を行う場合は、設計検査の手数料に39,600円(税込み)を加算する。
耐震評価が必要な建物(*1)は、27,500円(税込み)を加算する。

(2) 共同住宅(1戸当り) 単位:円(税込み)

種 別		手数料	備 考
フラット35	フラット35S(注1・2)	52,800	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		39,600	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
		59,400	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		46,200	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
	住宅性能評価制度を活用した住宅	39,600	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		26,400	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
財形住宅(中古住宅)		52,800	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
財形住宅(リ・ユース)		39,600	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり

(注1) 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の手数料に27,500円(税込み)を加算する。
(注2) 省エネルギー性(ZEHを含む。断熱等性能等級2の場合を除く。)の申請を行う場合は、設計検査の手数料に39,600円(税込み)を加算する。
耐震評価が必要な建物(*1)は、33,000円(税込み)を加算する。

*1 耐震評価が必要な建物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建物とする。
*2 旧公庫マンション情報登録証明書、マンションみらいネット(<http://www.mirainet.org/>)の登録情報(管理規約・修繕計画)の写し又は過去の中古住宅適合証明書(有効期間内のもの)の写しのいずれか

別表2-2（第2条関係）

リノベ(リフォーム一体型)

(1) 一戸建て住宅、連続建て、重ね建て 単位：円（税込み）

種 別		手数料	備 考
フラット35	木造	105,600	設計図書があり、かつ新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅
		112,200	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅
		211,200	設計図書のない住宅
	木造以外	105,600	設計図書のある住宅
		112,200	設計図書のない住宅
	フラット35S (注1・2)	112,200	設計図書があり、かつ新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅
		116,800	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅
		264,000	設計図書のない住宅
		112,200	設計図書のある住宅
		116,600	設計図書のない住宅

(注1) 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の手数料に27,500円(税込み)を加算する。
(注2) 省エネルギー性(ZEHを含む。断熱等性能等級2の場合を除く。)の申請を行う場合は、設計検査の手数料に39,600円(税込み)を加算する。
耐震評価が必要な建物(*1)は、27,500円(税込み)を加算する。

(2) 共同住宅(1戸当り) 単位：円（税込み）

種 別		手数料	備 考
フラット35		105,600	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		92,400	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
	フラット35S(注1・2)	112,200	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		99,000	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり

(注1) 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の手数料に27,500円(税込み)を加算する。
(注2) 省エネルギー性(ZEHを含む。断熱等性能等級2相当の場合を除く。)の申請を行う場合は、設計検査の手数料に39,600円(税込み)を加算する。
耐震評価が必要な建物(*1)は、33,000円(税込み)を加算する。
*1 耐震評価が必要な建物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建物とする。
*2 旧公庫マンション情報登録証明書、マンションみらいネット(<http://www.mirainet.org/>)の登録情報(管理規約・修繕計画)の写し又は過去の中古住宅適合証明書(有効期間内のもの)の写しのいずれか

別表2-3（第2条関係）

リノベ(買取再販型)

(1) 一戸建て住宅、連続建て、重ね建て 単位:円(税込み)

種 別		手数料	備 考
フラット35	木造	52,800	設計図書があり、かつ新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅
		59,400	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅
		158,400	設計図書のない住宅
	木造以外	52,800	設計図書のある住宅
		59,400	設計図書のない住宅
	優良住宅 (注1・2)	59,400	設計図書があり、かつ新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅
		63,800	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅
		211,200	設計図書のない住宅
		59,400	設計図書のある住宅
		63,800	設計図書のない住宅

(注1) 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の手数料に27,500円(税込み)を加算する。
(注2) 省エネルギー性(ZEHを含む。断熱等性能等級2相当の場合を除く。)の申請を行う場合は、設計検査の手数料に39,600円(税込み)を加算する。
耐震評価が必要な建物(*1)は、27,500円(税込み)を加算する。

(2) 共同住宅(1戸当り) 単位:円(税込み)

種 別		手数料	備 考
フラット35		52,800	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		39,600	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり
	優良住宅(注1・2)	59,400	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)なし
		46,200	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(*2)あり

(注1) 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の手数料に27,500円(税込み)を加算する。
(注2) 省エネルギー性(ZEHを含む。断熱等性能等級2相当の場合を除く。)の申請を行う場合は、設計検査の手数料に39,600円(税込み)を加算する。
耐震評価が必要な建物(*1)は、33,000円(税込み)を加算する。
*1 耐震評価が必要な建物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建物とする。
*2 旧公庫マンション情報登録証明書、マンションみらいネット(<http://www.mirainet.org/>)の登録情報(管理規約・修繕計画)の写し又は過去の中古住宅適合証明書(有効期間内のもの)の写しのいずれか

別表3（第2条関係）

リフォーム融資

(1)一戸建て住宅、連続建て、重ね建て

単位：円（税込み）

種 別		手数料	備 考
フラット35（注1） 財形住宅	木造	52,800	構造計算に関する審査を必要としない住宅
		72,600	構造計算に関する審査を必要とする住宅
	木造以外	52,800	設計図書のある住宅
		72,600	構造計算に関する審査を必要とする住宅

（注1） エネルギー消費性能向上工事の申請を行う場合は、13,200円（税込み）を加算する。

別表4（第2条関係）

遠隔地の検査に係る加算

単位：円（税込み）

(い) 地 域	(ろ) 手数料
茨城県 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村 栃木県 宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 群馬県 沼田市、安中市、上野村、下仁田町、南牧村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村	4,400
茨城県 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町 栃木県 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町 群馬県 中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、片品村、みなかみ町	6,600
千葉県 銚子市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、 南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、 長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 茨城県 神栖市 神奈川県 全域	16,500

別表5（第2条関係）

その他の手数料

単位：円（税込み）

種 別	手数料	備 考
現場検査の再検査	22,000	検査1回/人当たり
電子申請における紙面による適合証明書等を交付する場合	2,200	1通につき
適合証明書等の再交付	5,500	